

障害者自立支援給付費の 報酬について

障害者自立支援給付費の報酬について

現状

- 障害福祉サービスの報酬については、平成21年4月に改定を行うこととし、そのための基礎的資料となる経営実態調査を行った。
- 平成20年度障害福祉サービス等経営実態調査結果における事業者の平均的な収支の状況は以下のとおり。

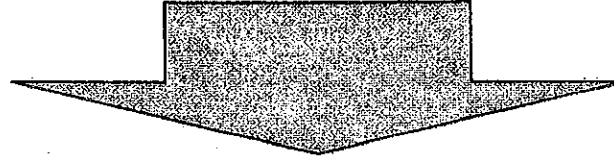
(単位:千円)

	収支差	収支差率	有効回答数
全 体	4,469	6.1%	5,047
新 体 系	1,689	5.4%	2,830
旧 体 系	9,190	7.0%	1,962
障害児施設等	▲3,964	▲4.2%	207

- なお、この調査結果の評価に当たっては、職員の配置や給与の状況、サービス利用の実情等を総合的に勘案することが必要。

○ これまでの本部会における報酬改定に関する主な意見を整理すると以下のとおり。

1. 人材確保のために報酬を引き上げるべきではないか。
2. 地域移行を促進するものであるべきではないか。
3. 重度障害者などに対するサービスの質の向上を図るべきではないか。
4. サービス提供事業者の経営基盤の安定を図るべきではないか。
5. 旧法施設の新体系移行に配慮した内容とすべきではないか。
6. 中山間地域などに配慮すべきではないか
7. その他



【論点(案)】

○障害福祉サービスの報酬については、①人材確保、②地域移行の促進、③サービスの質の向上、④サービス提供事業者の経営基盤の安定、⑤新体系への移行の促進、⑥中山間地域などへの配慮等を基本的な視点としてはどうか。

○また、障害者自立支援法の課題に対応するために報酬の改定が必要となる事項については、本障害者部会の意見を踏まえて平成21年度の報酬改定を行うべきではないか。

特に、現下の社会経済情勢の下では、福祉人材の確保が最重要課題となっており、重点的に対応すべきではないか。

○平成19年12月7日 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム(報告書抄)

○障害福祉サービス費用の体系については、利用者、事業者双方の視点から、在るべき姿を検討。

○障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、平成21年4月に障害福祉サービス費用の額の改定を実施。

○このため、事業者の経営実態など基礎的なデータの収集・分析が不可欠であり、公平・公正な経営実態調査に早急に着手するなど手続きを進める。